

よくある質問

Q1 償還免除になる人は、どのような人ですか。

貸付している資金種類ごとに免除申請の時期が異なります。令和6年度に借受人及び世帯主の両方が住民税非課税（均等割・所得割の両方）の場合、償還免除の対象となります。必要書類を本会へ送付してください。

Q2 償還免除の申請の締め切りは、いつですか。

令和6年8月30日当日消印有効です。

Q3 償還免除の申請期間に間に合わない場合、どうしたらいいですか。

締め切り後でも受付しますが、償還免除の時期が遅くなります。
なるべく早くお手続きをしてください。

Q4 借受人が死亡している場合は、どのような手続きをすればいいですか。

償還免除の要件に該当しますので、相続人等は借受人が死亡したことが分かる書類（戸籍謄本または死亡診断書の写しなど）を提出してください。

Q5 借入後、生活保護を受給するようになったのですが、免除になりますか。

①償還がすでに始まっている場合

償還免除の対象となるため、免除申請書を送付します。本会までご連絡ください。

②償還がまだ始まっていない場合

償還開始日以降に生活保護受給が確認できれば、償還免除となります。

生活保護免除の場合は、今回の免除のご案内とは別に秋ごろ通知をお送りします。

なお、生活保護受給者でも令和5年度の住民税が非課税の場合は、今回の免除申請の手続きをしていただくことが可能です。

Q6 借入時と償還免除申請時とで世帯主が変更されている場合は、どうなりますか。

ご案内のチラシ6ページで確認してください。

Q7 据置期間中に自己破産した場合は、どのようになりますか。

自己破産したことが客観的にわかる書類（免責許可決定通知書）を本会へ提出してください。自己破産の申立てをして免責決定が確定すると、破産手続開始後の借金や、税金、罰金、などを除き、債務を返済する必要がなくなります。

Q8 免除申請の結果は、いつ頃わかりますか。

令和6年11月頃までに、申請者に免除申請の可否を通知する予定です。

Q9 償還免除にならなかった場合は、どのようになりますか。

償還免除に該当しなかった借受人に対しては、「償還免除不承認通知」をお送りします。その後、ご返済が始まる前に「償還開始のお知らせ」を送付する予定です。

口座振替依頼書を本会宛提出いただいた場合は、借受人の指定口座から引き落としをさせていただきます。口座振替の手続きには2～3か月かかりますのでお早めにお手続きをお願いします。

口座振替依頼書を提出しない場合は、コンビニ支払いの払込票を本会から借受人へ毎月送付します。

Q10 オレンジ・紫色・黄色（一部免除）の申請書が届きましたが、実は令和3年度～令和5年度で住民税非課税の年度がありました。どうしたらよいですか。

令和4年6月、令和5年6月にそれぞれの年度の免除申請書を一度お送りしています。ご自宅を確認いただいたうえで、なければ本会へ改めてご連絡ください。該当する免除申請書を送付しますので、必要事項を記入し、世帯全員分の住民票と該当する非課税の年度の住民税課税証明書（非課税証明書）を添付して提出してください。